

令和2年度前期における留意事項等

※ 健康管理（観察）の記録ツールの導入に伴い、内容の一部を変更しています。（R2.9.10適用）

個人の行動が周囲に感染を拡大させる恐れがある一方で、皆さんの行動が周囲の方の命を助けることになります。

行動に当たっての留意事項等を次のとおりまとめましたので、御理解と御協力をお願いします。

- 1 国・住居地（移動等する場合には、移動先）の自治体の指示・要請等に従って行動してください。
- 2 十分な栄養、睡眠を確保し、毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。
 - ※1 こちらから「健康記録票」をダウンロードし、4月6日以降の情報を記載してください（4月22日以降のものを2ページ目以降に追加しています。）。
 - ※2 「健康管理スマートホンアプリ」でも入力・管理できるようになりましたので、積極的に活用してください。
- 3 日々の行動履歴（いつ、どこで、誰と、どの程度の時間、何をしたか）を記録しておいてください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等につなげるため、国が提供する接触確認アプリ（略称：COCOA）や、広島県が提供する店舗QRコード（「広島コロナお知らせQR」サービス）を積極的に活用してください。
- 4 発熱等の症状がある場合は、外出を控え、あらかじめ連絡をした上で、身近な診療所などで受診してください。また、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないでください。
- 5 少なくとも次のいずれかの症状がある場合には、速やかに、最寄りの新型コロナウイルス相談窓口に相談してください（これらに該当しない場合の相談も可能です。）。
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（基礎疾患がある方など）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が（4日以上）続く場合（強い症状と思う場合、解熱剤を飲み続けなければならない方は、すぐに相談してください。）

※ 相談の結果、検査を受けることとなった場合には、キャンパス教学課に連絡してください。

6 外出する場合には、必ずマスクを着用し、他者との距離を可能な限り2メートル以上空けるなど、「3密」(※「14」参照)を避けて行動してください。

また、外出先にアルコール消毒液がある場合は、積極的に利用するとともに、帰宅後は必ず手洗いをしてください。

7-1 夜間の繁華街の接客を伴う飲食店は利用しないでください(アルバイトを含む)。

その他の飲食店を利用する場合は、従業員との接触や過密状態を回避できる店を利用し、同伴者や他の利用者と一定の距離を確保するなど、十分に注意して利用してください。

※ 広島県では、飲食店等を利用する場合は、次の店を利用するよう推奨されています。

- ・ ガイドライン等に基づいた感染防止策を講じている店
- ・ 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」

7-2 これまで全国でクラスターが発生した施設において、ガイドライン等に基づいた感染防止対策が実施されていない場合は、当該施設の利用は控えてください。

また、都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域での施設の利用は控えてください。

とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設は利用しないでください。

8 登校できる場合は、滞在時間を必要最小限に留めた上で、次のとおりとします。

研究(実験を含む)・実習、これらを伴う対面授業(各キャンパスにおいて認められたものに限る。)の受講	授業担当教員(対面授業の場合は、学部長)の指示に従ってください。
教職員との対面指導・相談が必要な活動(卒論・修論指導、就職・学生生活に係る相談等)	事前に関係部署又は教職員に連絡し、登校時間を調整してください(事前予約制)。
一時的な立入り(図書の利用、コピー機や証明書の自動発行機の利用等)	事前予約なく入構・利用できます。 ※時間帯により利用できない場合があります。
大学でのアルバイト(実験補助、T A・S A、事務補助等)	業務日は、事前予約なく入構できます。
屋外での課外活動	事前に顧問等に連絡し、登校時間を調整してください(許可制)。 ※大学施設を利用しての屋内での課外活動はできません。(※「13」参照)

※1 教職員の許可がない限り、講義室、体育館、グラウンド等の施設・設備は利用できません。

※2 原則として、キャンパス内でオンライン授業を受講することはできません。オンライン学修環境に支障がある方は、別途案内していますアンケートにより、パソコン・ポケットWi-Fiの貸与希望を申し出てください。

※3 ただし、構内で実施される対面授業及び大学でのアルバイト業務に前後して、オンライン授業を構内で受講せざるを得ない場合は、構内での受講を可とします。その場

合、受講する講義室やPC等の貸与については、別途案内します（人数によっては、利用できない場合もあります。）。

9 「8」の用事のために登校する場合は、次の点を徹底してください。

<p>研究（実験を含む）・実習、これらを伴う対面授業（各キャンパスにおいて認められたものに限る。）の受講</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2」の健康記録票と「3」の行動履歴を記録したものと学生証を持参し、必ずマスクを着用して登校してください。 ・入口等に設置してあるアルコール消毒液で手を洗い、学生証を出欠管理端末にタッチした上で、入館してください。 ・その他、教員（対面授業の場合は、学部長）の指示に従ってください。
<p>教職員との対面指導・相談が必要な活動（卒論・修論指導、就職・学生生活に係る相談等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2」の健康記録票と「3」の行動履歴を記録したものと学生証を持参し、必ずマスクを着用して登校してください。 ・入口等に設置してあるアルコール消毒液で手を洗い、学生証を出欠管理端末にタッチした上で、入館してください。 ・教員の研究室やキャリアセンター、学生相談室等に入室する前に、室外で教職員に「2」の健康記録票を提示し、教職員による確認を受けた上で、入室してください。
<p>一時的な立入り（図書の利用、コピー機や証明書の自動発行機の利用等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証を持参し、必ずマスクを着用して登校してください。 ・入口等に設置してあるアルコール消毒液で手を洗い、学生証を出欠管理端末にタッチした上で、入館してください。
<p>大学でのアルバイト（実験補助、TA・SA、事務補助等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2」の健康記録票と「3」の行動履歴を記録したものと学生証を持参し、必ずマスクを着用して登校してください。 ・入口等に設置してあるアルコール消毒液で手を洗い、出欠管理端末にタッチした上で、入館してください。 ・教員の研究室や事務室等の業務を行う部屋に入室する前に、室外で教職員に「2」の健康記録票を提示し、教職員による確認を受けた上で、入室してください。 ・その他、教職員の指示に従ってください。
<p>屋外での課外活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「2」の健康記録票と「3」の行動履歴を記録したものを持参し、必ずマスクを着用して登校してく

	<p>ださい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に際しては、顧問等の立会の下、大学からの指示に従ってください（※「13」参照）。
--	---

※1 退室・退館後も、必ず石鹸と流水による手洗いを行ってください。

※2 公共交通機関により登・下校する場合は、3密を避ける、会話を避けるなど、感染防止のための行動をとってください。

10 「8」の用事で登校する際にマスクを忘れた場合は、必ずキャンパス教学課に申し出てマスクを受け取ってください（マスクの在庫状況や用事によっては、入構できない場合があります。）。

11 海外への旅行は、渡航先を問わず、自粛してください。
慶弔等でやむを得ず海外へ旅行した場合は、帰国後2週間、自宅等で静養してください。

12-1 他の都道府県等から広島県内への移動（引越し等で来広する場合を含む。）については、来広後2週間、健康観察及び行動履歴の記録を行い、大学による確認を受けてください。

なお、移動前の感染状況や都道府県等が出す情報などを確認して、リスクが高いと判断される場合には、来広を控えてください。

12-2 広島県内から他の都道府県への移動については、移動先の感染状況や都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動は控えてください。

※ 特に、新規の感染者が増加している地域への移動は、慎重に判断してください。

13 サークル・クラブ等の課外活動は、顧問等の立会の下で「3密」等の感染防止対策を徹底した活動に限定して許可しますので、必ず事前に顧問等の許可を得た上で、キャンパス教学課に申請書を提出してください。

なお、学内での勧誘活動や、新入生歓迎会などの会合や宿泊を伴う活動等の「3密」となる可能性のある活動（参加者及びその連絡先が把握できない状態での会食・飲み会、多人数での集団旅行を含む。）は、絶対に行わないでください。

14 屋内外を問わず、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3条件がそろう活動やイベント等の開催・参加は、絶対に避けてください。

また、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりしないでください。

15 成績通知書等の大学からのお知らせは、すべて郵送で対応します。

住所が変更になっている場合には、速やかにキャンパス教学課に連絡してください。

- 16 期初面談は、メール又は電話等により行いますので、チューターからの連絡をお待ちください。※前期の期初面談は終了しています。
- 17 健康診断は、学年・学科等により時期を細分化・変更して実施します（日程は、別途お知らせします。）。
- 夏以降になる可能性もありますので、お急ぎの場合は、大学が指定する実施機関で受診してください（詳細は、キャンパス教学課にお尋ねください。）。
- 18 自動発行機で発行できない証明書や、休学願、奨学金の申請書など各種届出・申請書類の提出は、原則郵送で行ってください。
- 証明書、許可書等の返送も郵送で行いますので、必ず時間に余裕をもって申請してください。
- やむを得ず提出・受領のために登校する場合は、必ず事前にキャンパス教学課に連絡してください。
- 19 広島キャンパス・三原キャンパスの食堂・売店は、当分の間、休業します。
- 庄原キャンパスにおいては、学内食堂及び売店は時間短縮営業、寮内食堂（朝食・夕食）は通常営業しています。感染防止対策を徹底していますので、大学（キャンパス）からの指示に従ってください。
- 20 新型コロナウイルス感染症に関連する、感染者や接触者、医療福祉関係者やその家族等（国籍は問わない）への不当な差別、偏見、誹謗・中傷・いじめ等は、重大かつ悪質な、あってはならない人権侵害です。感染者等が保健所等の調査に協力しやすい環境を整えるためにも、このようなことは絶対に行わないでください。
- 21 SNSについては、ルールや危険性を十分に理解した上で、安易な考えで書き込み等を行わないようにしてください。
- 22 新型コロナウイルス感染症の流行に関連して不安やストレスを感じている場合には、学生相談室に相談してください。利用に当たっては、「8」「9」を参照してください。
- 23 身体の障害等により、オンライン学修を行う上で支障がある場合には、まずは電話等によりキャンパス教学課に相談してください。相談内容によっては、対応に時間を要することもあるため、できるだけ早い時期に相談してください。

※ このページの情報は、随時、更新しますので、必ず毎日確認してください。